

公立はこだて未来大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第40号)

(目的)

第1条 この規程は、公立はこだて未来大学(以下「本学」という。)における教職員等の研究活動上の不正行為を防止し、および研究活動上の不正行為が行われ、またはそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「教職員等」とは、本学の教職員、本学の施設・設備を利用して研究に携わる者および本学の学生(研究生その他本学において修学する者を含む。)をいう。

2 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、本学の教職員等が研究活動を行う場合における次に掲げる行為をいう。

(1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究の資料、研究に使用する機器または研究の過程を変更する操作を行い、データ、研究活動により得られた成果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示をせずに流用すること。

(4) 研究費の不適切な使用 物品購入に係る架空請求、虚偽の旅費の請求、実態と異なる謝金の請求その他関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等を配分する機関(以下「資金配分機関」という。)の定め、本学の定める関係規程等に違反して研究費を使用すること。

(最高管理責任者)

第3条 学長は、本学における研究活動上の不正行為の防止ならびに研究費の運営および管理に関し、最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)として、研究活動上の不正行為が行われ、またはそ

のおそれがある場合には，次条に定める統括管理責任者と連携し，必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。

（統括管理責任者）

第4条 本学に，最高管理責任者を補佐し，本学における研究活動上の不正行為の防止ならびに研究費の運営および管理に関し，本学全体を統括する実質的な権限と責任を有する者（以下「統括管理責任者」という。）を置き，研究活動上の不正行為（研究費の不適切な使用は除く。）の防止を担当する統括管理責任者には副学長を，研究費の運営および管理ならびに研究費の不適切な使用の防止を担当する統括管理責任者には事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は，本学における研究活動上の不正行為の防止ならびに研究費の運営および管理のため，教職員等に対する教育および研修を計画的かつ継続的に行うものとする。

（教職員等の責務）

第5条 教職員等は，高い倫理性の保持に努めるとともに，研究活動上の不正行為を行ってはならない。

2 教職員等は，統括管理責任者の指示に従うとともに，この規程に基づく調査に協力しなければならない。

（防止計画推進室）

第6条 最高管理責任者の下に，研究活動上の不正行為を防止するため，防止計画推進室を置く。

2 防止計画推進室は，統括管理責任者，総務課長，共同研究センター参事および最高管理責任者が指名する教職員をもって構成し，統括管理責任者である副学長を室長とする。

3 防止計画推進室は，次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 不正防止計画の策定および推進に関すること。

(2) 研究活動上の行動規範の作成およびその浸透を図るための方策に関すること。

(3) その他不正防止上必要な業務に関すること。

（通報窓口）

第7条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報および告発（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を公立はこだて未来大学倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）に置く。

（通報処理体制等の周知）

第8条 統括管理責任者は、通報窓口の場所および連絡先、通報等の方法その他必要な事項を本学内外に周知する。

（通報等の方法）

第9条 通報等は、書面（ファックスおよび電子メールによるものを含む。）を通報窓口へ提出もしくは送付し、または電話もしくは面談により行うものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 通報等をする者の住所および氏名

(2) 研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等の氏名または研究グループの名称

(3) 研究活動上の不正行為の種類および具体的内容

(4) 研究活動上の内容を不正行為とする科学的合理的理由

3 通報窓口の係員は、前項各号の内容の一部または全部に不備がある場合は、当該通報の内容について通報等を行った者（以下「通報者」という。）に対して確認または補正の指示をすることができる。

4 通報窓口の係員は、通報等を受け付けたときは、速やかにその旨を統括管理責任者に報告するとともに、当該通報者に通知する。

5 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、当該通報等が第1項および第2項の規定に該当するものであることを確認の上、速やかに当該通報等の内容を最高管理責任者に報告する。

（匿名による通報等の取扱い）

第10条 統括管理責任者は、匿名による通報等があった場合または報道機関、学会その他の機関から研究活動上の不正行為の疑いが指摘された場合において、必要があると認めるときは、前条第1項および第2項の規定による通報等があったものとみなすことができる。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 学長は、通報等をしたことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(予備調査)

第12条 最高管理責任者は、第9条第5項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から原則として30日以内に、次に掲げる事項について倫理委員会に予備調査を行わせ、その結果を報告させるものとする。

- (1) 通報等がされた研究活動上の不正行為が行われた可能性
- (2) 第9条第2項第3号の規定により示された科学的合理的理由と当該通報等がされた研究活動上の不正行為との論理性
- (3) 通報等がされた研究に係るデータ、実験・観察ノート、実験に使用された試料、試薬その他研究成果を検証するための必要な証拠が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間等を超えるか否か
- (4) その他倫理委員会が必要と認める事項

(本調査)

第13条 最高管理責任者は、前条の報告に基づき、当該通報等がされた事案に係る本調査（以下「本調査」という。）の実施の要否を決定する。

- 2 前項の場合において、最高管理責任者は、本調査を実施することと決定したときは、速やかに公立はこだて未来大学調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、本調査を行わせる。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施することと決定したときは、その旨を通報者および当該通報等の対象となった教職員等（以下「被通報者」という。）に通知するとともに、当該通報等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものである場合は、当該資金配分機関に通知する。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことと決定したときは、その理由を付して当該通報者に通知する。
- 5 最高管理責任者は、前項による通知を受けた通報者から当該調査の

結果について異議の申出があった場合は，必要に応じ倫理委員会に再度の予備調査を行わせることができる。

(調査委員会)

第14条 調査委員会は，次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 倫理委員会委員長
- (3) 最高管理責任者が指名する教職員
- (4) 学外有識者から最高管理責任者が指名する者

2 最高管理責任者は，調査委員会を設置した場合は，調査委員の所属および氏名を通報者および被通報者に通知する。

3 前項の通知を受けた通報者または被通報者は，当該通知を受けた日から7日以内に理由を付してその委員の変更の申立てをすることができる。

4 最高管理責任者は，前項の申立てがあった場合において，必要があると認めるときは，当該申立てに係る委員に代えて新たな委員を選任することができる。

5 最高管理責任者は，前項により委員を変更した場合は，変更した委員の所属および氏名を通報者および被通報者に通知する。

(調査の方法等)

第15条 本調査は，当該通報等の対象となった研究に係る論文，実験・観察ノート，データ等の各種資料の精査および関係者のヒアリングにより行うものとする。この場合において，研究費の不適切な使用に係るものであるときは，各種伝票，証拠書類，申請書等の関係書類の精査および関係者のヒアリングなどにより行うものとする。

2 調査委員会は，本調査の実施に当たり，被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は，本調査を実施する場合において，必要があると認めるときは，当該通報等の対象となった研究および研究費に関して，証拠となる資料，関係書類等を保全する措置をとることができる。

(調査期間中の一時的措置)

第16条 最高管理責任者は、本調査を実施したと決定したときは、次条の調査結果の報告を受けるまでの間、当該通報等の対象となった研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることができる。

(調査結果の報告)

第17条 調査委員会は、本調査開始後、原則として150日以内に、次に掲げる事項について認定を行うとともに、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か

(2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者およびその関与の度合い、不適切に使用された研究費の額ならびに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割

(3) 研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、当該通報等が不正の目的で行われたものであったか否か

(調査結果の通知)

第18条 最高管理責任者は、前条の報告を受けた調査結果について、速やかに通報者および被通報者(被通報者以外の者で研究活動上の不正行為に関与したと認定されたものを含む。以下同じ。)に通知するとともに、当該資金配分機関にも通知する。

(不服申立)

第19条 第17条の調査結果により、研究活動上の不正行為を行ったと認定された被通報者または不正の目的で通報等をしたものと認定された通報者は、前条の通知を受けた日から14日以内に最高管理責任者に対し、書面により不服申立てをすることができる。

(不服申立の審査および再調査)

第20条 最高管理責任者は、前条の不服申立てを受けたときは、調査委員会に不服申立ての審査を行わせるものとする。

2 前条の場合においては、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを審査し、その結果を最高管理責任者に報告する。

- 3 最高管理責任者は、通報者および被通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査の決定を行ったときは、被通報者に対し、第17条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わない場合は、再調査を行わず、または打ち切ることができる。
- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立てを受けた日から原則として50日以内に、再調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 5 最高管理責任者は、前項の再調査結果について通知する場合は、第18条の規定に準じて行うものとする。

(調査結果の公表)

第21条 最高管理責任者は、第17条および前条第4項の調査委員会の調査結果の報告(以下「調査結果の報告」という。)において、研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属および氏名
- (2) 研究活動上の不正行為の内容
- (3) 最高管理責任者が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属および氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要と認める事項

(措置)

第22条 最高管理責任者は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合は、被通報者に対し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 懲戒処分の手続き、告訴または告発等
- (2) 研究費の使用の停止および返還命令
- (3) 関連論文の取下げ等の勧告

2 前項の規定は、通報等が不正の目的で行われたものと認定された通報者について準用する。

(守秘義務)

第23条 調査委員会の委員，倫理委員会の委員および通報窓口の教職員
その他当該通報等の事案に関与した者は，業務上知り得た秘密を漏ら
してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第24条 この規程に関する事務は，防止計画推進室が処理する。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか，この規程に関し必要な事項は，
最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月9日規程第88号)

この規程は，公布の日から施行する。